

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(自己資本比率計算)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	信金 第1条 第1号 第1条 第51号 ハ 第99条 第2項 第3号	<p>「銀行法」「銀行法施行令」等を参照している次の箇所を次のように「信用金庫法」「信用金庫法施行令」等への参照に改めるべき。</p> <p>①（第1条第1号） （現 行）銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。）第二条第八項に～ （修正案） 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に～</p> <p>②（第1条第51号ハ） （現 行） 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）～ （修正案） 債務者の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）～</p> <p>③（第99条第2項第3号） （現 行） 銀行法第十六条の二第一項第五号及び第九号に規定する～ （修正案） 信用金庫法第五十四条の十七第一項第四号及び第八号に規定する～</p>	<p>① 不要な条文なので削除致します。</p> <p>② 信用金庫法施行例第11条の2第2項を引用すると信用金庫の子法人等に限られるため、不相当であると考えます。よって、原案を維持致します。</p> <p>③ 御指摘を踏まえ、修正致します。</p>
2	信金 第15条 第3項	第15条第3項の本文の文意が不鮮明であるため、告示案第6条第3項のように書き改めるべき。	御指摘を踏まえ、修正致します。
3	信金 第26条 第2項	第26条第2項における「金融庁長官等」の定義を明示すべき。	御指摘を踏まえ、「等」を削除致します。
4	信金 第31条	第31条の本文の一部を次のように改めるべき。	御指摘を踏まえ、修正致します。

		<p>(現行) 銀行法第十四条の二第一号に定める基準</p> <p>(修正案) 法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準</p>	
5	信金 第32条	第12条及び第13条中の「財務諸表規則」を「財務諸表等規則」に改めるべき。	御指摘を踏まえ、修正致します。
6	信金 第38条 第2項 第1号	<p>第38条第2項第1号の一部を次のように改めるべき。</p> <p>(現行) 支払承諾見返勘定</p> <p>(修正案) 債務保証見返勘定</p>	御指摘を踏まえ、修正致します。
7	労金 第11条	「信用リスク・アセットの額の合計額相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」の、「相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」は不要と思われます。	御指摘を踏まえ、修正致します。